

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十五年三月五日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	障害者自立支援課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年度の「埼玉県障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務委託契約」(4,042 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結した。 2 平成 23 年度の契約であるにもかかわらず、履行確認を平成 24 年 4 月 2 日に行っていた。 	<p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用について、職場会議(5月、7月、9月)で職員に周知・徹底した。さらに、部内の財務研修会(12月)に職員を参加させるなど、再発の防止に努めている。</p> <p>また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、担当者及び決裁者が決裁回議の際に各自確認することで、誤りの発生防止に努めることとした。</p>
保健医療部	衛生研究所	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>平成 23 年度の「研究棟小型吸収冷温水機ポンプ交換修繕」(703 千円)及び「研究棟小型冷温水機漏水ほか修繕」(588 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特殊な修繕ではないにもかかわらず、当該設備を熟知しているとの理由で、各々保守点検業者と一者随意契約していた。 2 二つの修繕は、同種の小型吸収冷温水機にかかる修繕であるにもかかわらず、分割して発注しており、各々の見積日、請書徴取日、契約相手方は同一であった。 	<p>財務に関する基本的な知識の不足及びチェック体制の不備により、結果として不適切な事務処理となったことから、再発防止のため、財務事務を担当する職員を集めた研修会を開催し、財務規則等関係諸法令及び支出事務の基本的手順を周知徹底した。</p> <p>また、庁舎・設備機器等の修繕に当たっては、「随意契約の発注チェックシート」(平成 24 年 3 月 22 日付 会計管理者・総務部長連名による通知)を活用し、発注方法、必要性、緊急性等について事前に十分検討するとともに、チェックシートを複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。</p>
保健医療部	高等看護学院	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>平成 23 年度の「情報科学教室のコンピュータ機器処分」(47 千円)の契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県財務規則」で定められた「契約金額」などの必要記載事項が記載されていなかった。 2 収集運搬と処分のそれぞれ別の資格を有する業者と別々 	<p>再発防止のため、職場会議等を通し、「埼玉県財務規則」等に基づく適切な財務上の手続について、周知徹底を図った。</p> <p>また、契約及び支出事務における各段階で、複数の職員による確認を徹底することにより、チェック機能の強化を図った。</p>

			<p>に契約していたが、見積書は収集運搬・処分一式として、収集運搬業者のみから徴取していた。</p> <p>3 検査調書が未作成であった。</p> <p>4 収集運搬及び処分料金を、収集運搬業者に一括して支払っていた。</p>	
企業局	庄和浄水場	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	携帯用汚泥濃度計やカメラなど固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	監査の結果を全職員に周知徹底し、今後は、再発防止策として財務規程に基づく年一回以上の実地照合を徹底する。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	人事課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年度の「人事管理システムネットワーク構築業務委託契約」(262 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約書の特記仕様書では、本件業務に携わる要員の一覧表を提出させ、県が承認することとしていたが、この一覧表を提出させていなかった。</p> <p>2 また、県個人情報保護条例の内容を本件業務の従事者に周知させ、従事者の誓約書の写しを県に提出しなければならないこととしていたが、これを提出させていなかった。</p>	契約内容の調整の段階から必要な手続きについて業者によく伝達するとともに、書類の提出の有無や内容について担当のラインで確認するなど、チェック体制の確立を図った。
総務部	学事課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 23 年 7 月に締結した「私立学校における教育補助員活用実践研究事業委託契約」(3 件 総額 4,312 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。	<p>再発防止のため、役付会議を通じて埼玉県財務規則等関係諸規程の再確認の徹底と適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>特に、契約事務を行う際には、適正に見積書が徴取されていることを複数の職員で確認し、適正な執行の徹底を期すこととした。</p>

危機管理 防災部	消防防災 課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>防災情報システムについて、平成 22 年 11 月に「機器賃貸借契約」(267,624 千円)を、またその後、平成 23 年 10 月に「運用保守業務委託契約」(77,910 千円)を締結し、各々の契約書で定期保守業務を定めていた。</p> <p>各々の契約相手方から報告がなされるべきところ、運用保守業務委託の契約相手方から両契約の定期点検結果が一括して報告されていた。</p> <p>業務内容の確認が不明確なまま検査確認を行い、賃貸借料、委託料を支払っていたのは不適切であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器賃貸借契約の保守業務と運用保守業務についての整理表を作成し、事務に当たっては複数の職員によるチェック体制の強化を図った。 ・平成 24 年度の定期点検結果について、各々の契約業者に対し、業務内容を明らかにした報告書を提出させることとした。
環境部	大気環境 課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年度に「熊谷妻沼東測定局他NOX計消耗品」(99 千円)と「深谷原郷自排局他HC計消耗品」(19 千円)を購入したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知した。</p> <p>また、契約事務にあたり、同時に発注が可能な物品の購入等については、一括して発注することとし、出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」を活用して、担当職員及び決裁ライン職員がチェックすることを徹底した。</p>
福祉部	少子政策 課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 23 年 4 月の「埼玉県母子福祉センター法律相談等事業委託契約」(2,019 千円)において、予定価格調書に予定価格が記載されないまま契約を締結していたのは不適切であった。</p>	<p>6 月に開催した課内研修会(所属長も参加)において、財務の重要ポイントの説明や予定価格調書作成手続き等についての事例検討を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。さらに、12 月に部で実施した財務研修会に職員を参加させるなど、再発の防止に努めている。</p> <p>また、起案者と決裁ラインの職員によるチェックミスを防止するため、財務の起案文書すべてに「財務チェックシート」を添付し、各段階でのチェックを徹底することにした。</p>
保健医療 部	保健医療 政策課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	<p>平成 22 年 4 月に、公立大学法人埼玉県立大学に現物出資した権利(土地及び建物)について、公有財産台帳に記入すべきところ、記入しなかったことは不適切であった。</p>	<p>平成 24 年 10 月 2 日付けで公有財産台帳に記入し、総務部長に報告した。</p> <p>今後の対策として、財務事務に関する職場研修を行い、適正な</p>

				財務事務の執行について周知徹底するとともに、複数の職員で事務の進捗状況をチェックできるよう、週初めのミーティングによる担当内での情報の共有化を徹底した。
産業労働部	就業支援課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 23 年度に 2 種類の角 2 封筒 (各々 10,000 枚 89 千円) の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。 総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。	監査結果を職員に周知し、情報を共有化するとともに、研修への参加などによる各自の財務に関する知識の習得を図り、財務事務の適正な運用を図った。 また、随意契約の発注チェックシートの活用により、担当者及び決裁ライン職員による複数職員でのチェックを実施し、分割発注の防止を期すなど、管理を徹底した。
産業労働部	観光課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 24 年 3 月の「教育旅行パンフレットデザイン・作成業務委託契約」(1,995 千円) について、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。	再発防止のため、朝礼等を通じて監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県財務規則等関係諸規程の確認の徹底による適正な事務処理の確保を図った。 また、課独自の委託業務に係るチェックシートを作成、活用することとし、適正な見積書の徴取など、適切な契約事務の確保のため、管理体制を強化した。 加えて、自己検査の項目に「適正な見積書の徴取」に係る項目を追加し、事後審査の徹底を図った。
教育局	生涯学習文化財課	平成 24 年 10 月 5 日 (第 2430 号)	平成 23 年度に「真空冷凍乾燥器」(792 千円) 及び「減圧含浸装置」(602 千円) の 2 つの修繕を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。 契約の相手方が特定されるため、一括で発注をすることにより費用の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とし、契約金額が 100 万円を超えることとなった場合は、契約書を作成すべきであった。	課内の連絡を密にし、同時に発注が可能な修繕については、一括で発注することとした。 さらに、再発防止のため、随意契約の発注チェックシートを作成し、担当職員が自己確認するだけでなく、出納員が事前に把握するよう徹底した。

教育局	熊谷商業 高等学校	平成 24 年 12 月 14 日 (第 2450 号)	<p>平成 24 年 4 月に、同校 P T A 会長及び後援会会長各々に対して、冷房設備設置を目的とした行政財産の使用許可を行っている。</p> <p>許可書では、設置に伴う管理費（電気料）について、計器類に基づき算定した額を各々に請求することとなっているが、P T A 会長に対して両者の合算額による納入通知書を発行し、同会長が一括して納入していた。</p> <p>行政財産の使用許可の条件である管理費の徴収方法が不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、後援会設置の冷房設備に子メーターを新設し、P T A 設置の冷房設備と電気使用量を分離できるようにした。</p> <p>今後、子メーターの数値に基づきそれぞれの管理費を算定し、各々に請求する。</p>
-----	--------------	---------------------------------	---	---